令和８年度　仙北地域振興局建設部管内図更新業務委託仕様書

1. 物 品 名

秋田県仙北地域振興局建設部管内図（その 1・その 2・縮小版・道路版／河川版電子データ）

2. 作成部数

管内図（その１）：３００部

管内図（その２）：３００部

管内図（縮小版）：３００部

管内図（道路版／河川版電子データ）：１式

その１、その２、縮小版については全てに折り加工を施す

※その１、その２はＡ４判、縮小版はＢ５判

上記における電子データ 一式

（電子データは、11.作成方法【電子データ】に定める仕様とする）

3. 納入場所

秋田県仙北地域振興局建設部（秋田県大仙市大曲上栄町 13 番地 62 号）

4. 納入期限

令和９年３月１９日

5. 規　　格

管内図（その１・その２）：Ａ０判

管内図（縮小版）：Ｂ１判

6. 紙　　質

地図専用紙 70 ㎏相当（四六判換算）

7. 校　　正

出力図校正 2 回

8. 印　　刷

オフセット印刷

9. 縮　　尺

管内図（その１・その２）：1/50,000

管内図（縮小版）：1/100,000

10. 色　　数

管内図（その１・その２）

7 色刷

基図（ネズ・アサギ・セピア）

主題（CMYK）

管内図（縮小版）

7 色刷

基図（ネズ・アサギ・セピア）

主題（CMYK）

11. 作成方法

仙北地域振興局建設部管内図の更新は電子データにより実施し、作業方法は次のとおりとする。

また、本業務は測量法第５条「公共測量」に準じ測量士かつ GIS 一級の資格を保有する監督者の元に作業を行うこととする。

【基図作成・編集・調整】

国土地理院発行の 1/50,000 地形図と同等の精度と取得基準を有するベクトルデータで整備された地図データを使用し、道路・河川・県管理公共土木施設・市町村界・地名及び字名等の経年変化修正を行うこと。

また、適宜、発注者の指示する情報の反映も行うこと。

承認番号取得に関わる手続きなどは受託者が行い、取得した承認番号は地図面の指定された箇所に明記すること。

使用するデータは正規化作業を行い、また、複数のデータを用いる場合はデータ間の整合性が取れているものとする。

基図注記は全て図面に対して上向きに変更すること。

【主題作成・編集・調整】

現行の管内図（令和 6 年度版）にて取得されている情報（主題）及び指示情報については、座標値を有するベクトルデータにてレイヤ毎に取得すること。

取得するデータ形式はＢＤＳファイル形式とし、取得した図形に対しては属性を付与すること。

主題内容については、現行の管内図（令和 6 年度版）をベースとし、発注者からの指示箇所について追加及び修正作業を行うこと。

【製版・印刷】

上記作業終了の後、指定色にて製版作業を行い、オフセット印刷を行うこと。使用するインキについては環境に配慮した vegetable インク等を使用すること。

但し、現行の管内図をスキャニングした上での印刷は認められない。

折加工については、対応可能な折り方を発注者と協議の上決定するものとする。

【校正】

原寸大の出力図校正２回とするが、責了や校了に至らない場合は再度行うこと。

【電子データ】

① 秋田県地理情報システム向けデータ

仙北地域振興局建設部管内図は、印刷図の他に、秋田県が運用している「秋田県地理情報システム」内で一括取り込みが可能な管内図データを納めるものとする。

管内図データの形式は「ＢＤＳファイル形式」とし、システム内にて管内図と同じ表現にて表示するための「ＮＯＬファイル」も添付すること。

なお、システム上でのレイヤ区分は下記の通りである。

・ラインデータ

行政界、高速道路、国道、主要地方道、一般県道、その他主要幹線、通行不能区間、計画予定線、管理河川、河川改修区間、流路工

・エリアデータ

DID 地区、都市計画区域、用途区域、急傾斜危険区域、地すべり防止区域、保安林

・ポイント、注記データ

（道路）橋梁及び旗上げ、トンネル及び旗上げ、国道県道ほか路線名、道路起終点、道路情報板、温度表示板、積雪・路面温度センサー、ライブカメラ、道の駅

（河川砂防）河川名、指定区間、砂防指定地、砂防えん堤及び旗上げ、急傾斜地危険区域、雪崩対策箇所、地すべり防止区域、水位観測所・雨量観測所

（その他）中継ポンプ場

② 発注者向けデータ

仙北地域振興局建設部内において利用可能な電子データ、管内図の道路版／河川版／道路及び河川合体版（画像電子データ）をビューワーソフトに格納し、収めるものとする。

ビューワーソフトは拡大・縮小・スクロール・作図（旗揚げなど）・計測・画像切り出し（word 等への貼付け）・出力印刷機能を有すること。

また、特定のアプリケーションを必要としないものとすること。併せて、画像データ（ＰＤＦ形式）も格納すること。

12. その他

・現行の管内図（令和６年度版）は契約後に貸与することとする。

・設計図書及び仕様書等に記載のない事項等が生じた場合は、発注者及び受注者との協議により決定し、必要と認められる場合は設計変更の対象とします。